

大分大学医学部挟間キャンパス災害対策委員会細則

平成30年6月13日制定
平成30年医学部細則第1-4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、挟間キャンパスにおいて、大地震等の大規模災害発生時に教育研究診療機能を可能な限り維持し、及び災害医療活動を継続し、人命救助及び地域社会の早期復興に貢献するための事業継続計画（BCP）を策定するために設置する、大分大学医学部挟間キャンパス災害対策委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、挟間キャンパスにおける事業継続計画（BCP）の策定に関する事項を審議する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 学科長
- (4) 病院長
- (5) 副病院長
- (6) 病院長補佐
- (7) 高度救命救急センター長
- (8) 災害マネジメント総合支援センター長
- (9) 学術情報副拠点長（医学図書館担当）
- (10) 学術情報副拠点長（医学情報センター担当）
- (11) 研究マネジメント機構研究支援センター長
- (12) 財務部経理課挟間調達室長
- (13) 財務部施設管理課長
- (14) 医学・病院事務部各課長
- (15) その他学部長が必要と認める者

2 前項第15号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、特定の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成30年6月13日から施行する。

附 則 (令和3年医学部細則第1-5号)

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年医学部細則第1-2号)

この細則は、令和4年8月10日から施行する。

附 則 (令和5年医学部細則第1-8号)

この細則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則 (令和6年医学部細則第1-1号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。